

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度長野県庁・長野合同庁舎自動ドア点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁及び長野合同庁舎の自動ドアの点検業務

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁舎

長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 自動ドアに係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年6月13日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年6月8日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度長野県庁吸収式冷温水発生機点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁機械室棟の吸収式冷温水発生機の点検業務

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 東洋キャリア工業株式会社製の吸収式冷温水発生機に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年6月13日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年6月8日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成17年度長野県議会棟吸収式冷温水発生機点検作業

(2) 役務の特質

長野県議会棟の吸収式冷温水発生機の点検業務

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 三洋空調株式会社製の吸収式冷温水発生機に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年6月13日 午後3時

イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年6月8日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日ま

でに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 HIS

3 代表者の氏名

赤羽目 康夫

4 主たる事務所の所在地

飯田市座光寺1779番地

5 定款に記載された目的

この法人は、建物（住宅）の新築・増築・改築・修繕などを検討している人又は興味のある人、及び、住まいに関連する悩みやトラブルで困っている人たちに対して、基礎的な知識・工法の相談及び建築関連業者の紹介等に関する事業を行い、まちづくりの推進を図ると共に消費者の保護に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年5月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 リフレッシュガーデン軽井沢

3 代表者の氏名

田所義朗

4 主たる事務所の所在地

長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1041番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、軽井沢町追分の自然の森を活用し、幼児から学生、成人、老人に至るまで、銳気を求める多くの方に、森林浴セラピー・文化活動・ガーデニング教室・ハワイアンフラによる海外との交流・物作り教室・野外教育等による、リフレッシュの場を提供し、多くの人を誘致し、それらにまつわる仕事を確保しながら、より良い森林環境を末代まで引き継がれる場を永遠に残して、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県地すべり防止工事士会

3 代表者の氏名

内藤哲

4 主たる事務所の所在地

長野市大字稻葉2609番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の全ての住民に対して、地すべり防災に関する啓蒙活動を行い、地域の安全に寄与することを目的とする。また、同様の目的を持って活動する団体の事業に関する連絡、助言又は援助の活動を行うことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久小田井ショッピングセンター

佐久市小田井613-1他

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)オーカサ・マテックス

佐久市野沢94-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏名(名称) | 代表者氏名 | 住所 |
|---------------|-------|-----------|
| (株)オーカサ・マテックス | 古越登蔵 | 佐久市野沢94-1 |

(変更後)

| 氏名(名称) | 代表者氏名 | 住所 |
|---------------|-------|-----------|
| (株)オーカサ・マテックス | 小林正夫 | 佐久市野沢94-1 |

届出の時点は過去のものである。

4 変更した年月日

平成15年6月9日

5 届出年月日

平成17年5月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年6月2日から平成17年10月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

出することができます。

平成17年6月2日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(株)ながの東急百貨店

長野市南千歳町1-1-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ながの東急百貨店

長野市南千歳町1-1-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 16,995平方メートル

(変更後) 19,381平方メートル

(2) 廃棄物の保管施設の位置及び容量

(変更前)

| | 容 積 |
|----|------------|
| 1 | 37.5立方メートル |
| 2 | 6.6立方メートル |
| 合計 | 44.0立方メートル |

(変更後)

| | 容 積 |
|----|------------|
| 1 | 61.0立方メートル |
| 2 | 6.1立方メートル |
| 合計 | 67.0立方メートル |

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成18年1月4日

5 届出年月日

平成17年5月2日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年6月2日から平成17年10月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による県の意見に対する同条第7項の規定による届出があったので、同条第9項の規定により準用する法第5条第3項の規定により当該届出の概要を次のとおり公表し、届出書を縦覧に供します。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田築地ファッショモール
上田市大字築地字堀ノ内150-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成16年8月9日
- 4 県の意見に対し大規模小売店舗を設置する者が変更しようとする事項
(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)

| | 数(個数) |
|-----|-------|
| 入 口 | 3 箇 所 |
| 出 口 | 3 箇 所 |
| 合 計 | 6 箇 所 |

(変更後)

| | 数(個数) |
|-----|-------|
| 入 口 | 2 箇 所 |
| 出 口 | 2 箇 所 |
| 合 計 | 4 箇 所 |

出入口⑤⑥は閉鎖

- 5 意見書に対する届出の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課及び長野県上小地方事務所商工雇用課
- 6 縦覧の期間
平成17年6月2日から平成17年10月2日まで

産業政策課

公告

平成17年5月25日、長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

公告

平成17年5月27日、長野県西部箕輪土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

公告

平成17年5月25日、伊那市竜東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

公告

平成17年5月27日、下水内郡豊田村永田土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年6月2日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月2日

長野県工業技術総合センター所長 島 田 享 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入れをする物品等及び数量
コンピュータシステム 一式
 - (2) 物品等の特質
仕様書のとおりです。
 - (3) 借入期間
平成17年10月1日から平成18年3月31日まで
 - (4) 納入場所
松本市野溝西1丁目7番7号
 - (5) 入札方法
長野県工業技術総合センター情報技術部門

借入期間の賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者とします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス(保守

管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 問い合わせ先等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所

長野市若里1丁目18番1号

長野県工業技術総合センター サポートチーム

電話 026 (268) 0602

(2) 仕様等の内容の問い合わせ先

松本市野溝西1丁目7番7号

長野県工業技術総合センター

情報技術部門 情報システムチーム

電話 0263 (25) 0790

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月14日 午後2時

イ 場所 長野市若里1丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 1F小会議室

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年7月13日 午後5時

イ 場所 長野市若里1丁目18番1号 (郵便番号 380-0928)

長野県工業技術総合センター サポートチーム

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書のとおりです。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented:

Computer System 1 Set

(2) Rental period:

October 1,2005 ~ march 31,2006

(3) Delivery point:

Information Technology Department, General
Industrial Technology Center of Nagano Prefecture

(4) Contact point for information about the tender:

Description and conditions :

Support Team, General Industrial Technology Center of Nagano Prefecture

1-18-1 Wakasato, Nagano City, Nagano Prefecture

TEL: 026-268-0602

Other inquiries:

Information Systems Team , Information Technology Department, General Industrial Technology Center of Nagano Prefecture

1-7-7 Nomizonishi Matsumoto city, Nagano Prefecture

TEL: 0263-25-0790

(5) Time and place for the tender:

Time: 2:00P.M. July, 14,2005

Place: Sub-Conference room 1F, General Industrial Technology Center of Nagano Prefecture
1-18-1 Wakasato, Nagano City, Nagano Prefecture

(6) Time limit for tender by mail and the delivery point:

Time: 5:00P.M. July 13,2005

Place: Support Team , General Industrial Technology Center of Nagano Prefecture
1-18-1 Wakasato, Nagano City, Nagano Prefecture 380-0928

産業技術支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月2日

長野県農業大学校長 松尾 悅雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

マイクロバス 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 納入期限

平成17年8月19日

(4) 納入場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市松代町大字大室3700

長野県農業大学校

電話 026 (278) 5211

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年6月17日 午後2時

イ 場所 長野県農業大学校 2階会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年6月15日 午後5時

イ 場所 長野市松代町大字大室3700（郵便番号 381-1211）

長野県農業大学校

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

農業技術課

正 誤

平成17年2月14日付け長野県告示第75号「昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部改正」中

ページ 行（箇所） 誤

3 31 松本市農業協同組合 "

正

松本市農業協同組合 長野県内に所在する店舗

会計課